

申請前に必ずお読みください！

1. 機械装置のみでは申請することはできません。

導入するシステム等を活用するために必要な機械装置のみ申請できます。

機械装置のみでの申請はできませんのでご注意ください。

また、本補助金では新品のみを補助対象としており、中古品は対象外です。メーカー認定の整備済製品等も中古品とみなし、対象外となります。

2. 事業実施できるのは交付決定を受けてからです。

事業を開始できるのは交付決定日以降になります。

くれぐれも交付決定を受ける前に発注や申込等を行わないようにしてください。

3. 実施時の支払い方法には注意してください。

・経費の支払については金融機関への振込が原則です。

・クレジットカードの一括払いについては認められますが、カード名義及び引き落とし口座名義が申請者名と同一である場合に限ります。(法人であれば法人名義、個人事業主であれば申請者名義)

・現金や電子マネー等での支払い、クレジットカードの分割払いやリボ払いで支払った経費は補助対象外となります。

4. 提出書類について御注意ください。

申請時の提出書類で誤りが多いものが次の二点となりますので、下記をご確認のうえ誤りのないようご提出ください。

○過去2期分の決算書

【法人の方】貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書(作成の場合のみ)、販売費及び一般管理費明細書

・令和6年4月から令和7年3月の間に迎える決算期のもの

・令和7年4月から令和8年3月の間に迎える決算期のもの

【個人事業主の方】直近2期分の確定申告書又は開業届

・青色申告者:令和6年分及び令和7年分の所得税青色申告決算書(1~4面)

・白色申告者:令和6年分及び令和7年分の収支内訳書(1・2面)

※令和7年1月1日以降に開業した場合は、令和7年の申告書に加えて開業届を添付してください。

○県税に未納がないことを証する納税証明書(裏面参照)

・各「県税事務所」においてのみ取得可能です。裏面の記載例を確認のうえ、様式を作成し、県税事務所の窓口へご提出ください。市税事務所や税務署(国)では取得できませんのでご注意ください。

5. 申請期限及び申請フォームについて

申請期限

令和8年9月30日(水)17時まで(受信有効)

※申請は先着順で受け付け、予算額に達した時点で受付を終了します。

提出方法

E-kanagawa電子申請システム (郵送での申請も可能)

※右の二次元コードより申請可能です。(e-kanagawa電子申請システム)

※ このほかにも「対象とならない経費」や補助要件など規定があります。

詳細は「令和8年度小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金<公募要領>」をご確認ください。



- ※4 県税の未納がないことを証する納税証明書とは
 神奈川県税金全般に対する未納がないことを証する書類になります。次のように記載し、各「県税事務所」において、証明書の交付を受けてください。

施行規則第47号様式

総 務 課	主 任	副 主 任	課 長	副 課 長
税 務 課	主 任	副 主 任	課 長	副 課 長
税 務 課	主 任	副 主 任	課 長	副 課 長

納税証明書交付請求書

令和 年 月 日
 神奈川県 事務所長 殿

納税者本人（法人にあっては代表者）以外の方が窓口に来られる場合は、委任状が必要です。

請求者 (窓口に来られた方) 住(居)所又は所在地
 氏名又は
 納税者が法人で、代表者の方が 法人名及び代表者氏名
 窓口に来られた場合は、法人の 電話番号()
 所在地・法人名・代表者氏名等を 営業所所在地
 記入してください。

納税者 (証明を受ける方) 氏名又は法人名
 (請求者と同一の場合は記載を省略できます。)

次のとおり証明を受けたいので、請求します。

使用の目的 入札参加 金融機関 新卒 その他(補助金申請のため)

証明を受けようとする事項

税目	年度区分等	証明内容	必要枚数
<input checked="" type="checkbox"/> 県税	年度	<input checked="" type="checkbox"/> 未納の徴収金がないこと	1枚
<input type="checkbox"/> 個人事業税	年所得	<input type="checkbox"/> 過去()年以内に滞納処分を受けていないこと	1枚
<input type="checkbox"/> 不動産取得税	年度 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地	<input type="checkbox"/> 課税額、納付済額及び未納額	1枚
<input type="checkbox"/> ()税		<input type="checkbox"/> 未納の徴収金がないこと	1枚

備考・個人番号カード、運転免許証、健康保険証等本人(法人にあっては、代表者本人)であることが確認できるものを提示してください。
 また、代理人が請求する場合は、委任状を提出するとともに、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。
 ・金融機関等で納付されてから、県で確認できるまで日数がかかります。納付して間もない場合は、領収証書の原本をお持ちください。
 ・法人二税をクレジットカードで納付した場合、納付手続き日を申し出ていただくことがあります。

納税証明書の詳しい請求方法については、神奈川県ホームページ「納税証明書の請求方法について」をご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a004/001.html#sonohoka>
 (納税証明書交付請求書(一般用)を使用して請求してください。)



【証明書発行可能機関について】(右の二次元コードより一覧を確認できます)

発行者	証明内容	
	県税全般に未納がない証明	事業税等の納税証明
県税事務所	○	×
税務署(国)	×	×
市税事務所	×	×